○国土交通省告示第四百三十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十九年五月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16136	ダイハツ　ＤＢ　Ａ－Ｌ585Ｓ	ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町１番１号
16138	ダイハツ　ＤＢ　Ａ－Ｌ575Ｓ	〃	〃
16765	トヨタ　ＥＢＤ－　Ｓ321Ｘ	〃	〃
16766	トヨタ　ＥＢＤ－　Ｓ331Ｘ	〃	〃
16816	トヨタ　ＤＢＡ－　Ｌ575Ａ	〃	〃
16818	トヨタ　ＤＢＡ－　Ｌ585Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第四百三十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、タイ三菱自動車株式会社及び三菱自動車工業株式会社から、指定自動車の指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の住所

新

タイ国バンコク都クロントゥーイ区クロントゥーイ町ラマ４世路2525番　エフ・ワイ・アイセンター　タワー１　９階及び東京都港区芝五丁目33番８号

旧

タイ国パトムタニ県クロンルアン郡クロンネング区パホリヨーティン道路地区11丁目88番地

2．変更年月日

平成28年８月８日

○国土交通省告示第四百四十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、メルセデス・ベンツ日本株式会社から、指定自動車の指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の住所

新

東京都品川区東品川四丁目12番４号

旧

東京都港区六本木一丁目９番９号

2．変更年月日

平成28年11月１日

○環境省告示第四十六号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、次の地域を指定したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、当該地域及びその名称を公示する。

この地域を表示した図面は、環境省、秋田県庁、静岡県庁、岡山県庁、大館市役所、静岡市役所及び美作市役所に備え付けて供覧する。

平成二十九年五月十五日

環境大臣　山本　公一

地域	名称
秋田県大館市の一部	国民保養温泉地　大館ぐるみ温泉郷
静岡県静岡市の一部	国民保養温泉地　梅ヶ島温泉郷
岡山県美作市の一部	国民保養温泉地　湯郷温泉

○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号及び三百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
三豊市財田町財田上字丸岡六七四四番一から同市財田町財田上字芋尾六七四六番五まで	前	一六・九四～二三・五六	○○・○五六
	後	一八・八三～二三・七九	○○・○五六

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	三豊市財田町財田上字阿須波六四六四番二から同市財田町財田上字芋尾六七四六番二まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年五月十五日

○四国地方整備局告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道	三十二号及び三百十九号	三豊市財田町財田上字阿須波六四六四番二から同市財田町財田上字芋尾六七四六番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年五月十五日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所